

京都市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年7月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第19号

京都市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部を改正する規則

京都市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部を次のように改正する。

第21条第1項第1号中「若しくは指導員訓練（職業能力開発促進法施行規則第36条の5に規定する長期課程の指導員訓練に限る。以下同じ。）」を削り、同条第2項第4号中「若しくは指導員訓練」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の京都市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に支給すべき事由が生じた奨学援護金について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた奨学援護金については、なお従前の例による。

（行財政局人事部給与課）